

議案第八十三号

杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成二十年十一月二十五日

提出者 杉並区長 山 田 宏

杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十年杉並区条例第三号）の
部を次のように改正する。

第二条第一項中「四十時間」を「三十八時間四十五分」に改め、同条第三項中「十六時
間から三十二時間」を「十五時間三十分から三十一時間」に改め、同条第四項中「四十時
間」を「三十八時間四十五分」に改める。

第三条第一項中「八時間」を「七時間四十五分」に改める。

第五条第一項中「相当する勤務時間」の下に「として規則で定める勤務時間」を加え、
同条第二項中「八時間」を「七時間四十五分」に改める。

第六条第一項中「四十五分、八時間を超える場合は」を削り、同条第三項中「前二項」
を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、
同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 任命権者は、一日の勤務時間が六時間を超え八時間以下の場合において、職員の健康

及び福祉を考慮して必要があると認めるときは、前項に定める勤務時間が六時間を超える場合の休憩時間を四十五分以上一時間未満とすることができると改める。

第七条 削除

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

（提案理由）

職員の正規の勤務時間を改定する等の必要がある。

杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
新旧対照表

資料

新 条 例	旧 条 例
<p>(一週間の正規の勤務時間)</p> <p>第二条 職員の正規の勤務時間は、休憩時間を除き、一週間に<u>ついて三十八時間四十五分とする。</u></p> <p>2 略</p> <p>3 地方公務員法第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の正規の勤務時間は、第一項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、一週間に<u>ついて十五時間三十分から三十一時間までの範囲内で、任命権者が定める。</u></p> <p>4 任命権者は、職務の性質により前三項の</p>	<p>(一週間の正規の勤務時間)</p> <p>第二条 職員の正規の勤務時間は、休憩時間を除き、一週間に<u>ついて四十時間とする。</u></p> <p>2 略</p> <p>3 地方公務員法第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の正規の勤務時間は、第一項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、一週間に<u>ついて十六時間から三十二時間までの範囲内で、任命権者が定める。</u></p> <p>4 任命権者は、職務の性質により前三項の</p>

規定により難しいときは、休憩時間を除き、四週間を超えない期間につき一週間当たり三十八時間四十五分（育児短時間勤務職員等にあつては当該育児短時間勤務等の内容に従つた時間、再任用短時間勤務職員にあつては前項の規定に基づき定める時間）とする正規の勤務時間を、特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の承認を得て、別に定めることができる。

（正規の勤務時間の割振り）

第三条 任命権者は、暦日を単位として月曜日から金曜日までの五日間において、一日につき七時間四十五分の正規の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、月曜日から金曜日までの日（次条第一項ただし書の規定により定められた週休日を除く。以下同じ。）において、当該育児短時間勤務等の内容に従い一日につき七時間四十五分を超えない

規定により難しいときは、休憩時間を除き、四週間を超えない期間につき一週間当たり四十時間（育児短時間勤務職員等にあつては当該育児短時間勤務等の内容に従つた時間、再任用短時間勤務職員にあつては前項の規定に基づき定める時間）とする正規の勤務時間を、特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の承認を得て、別に定めることができる。

（正規の勤務時間の割振り）

第三条 任命権者は、暦日を単位として月曜日から金曜日までの五日間において、一日につき八時間の正規の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、月曜日から金曜日までの日（次条第一項ただし書の規定により定められた週休日を除く。以下同じ。）において、当該育児短時間勤務等の内容に従い一日につき八時間を超えない

範囲内で正規の勤務時間を割り振るものと
し、再任用短時間勤務職員については、月
曜日から金曜日までの日において、一日に
つき七時間四十五分を超えない範囲内で正
規の勤務時間を割り振るものとする。

2 及び 3 略

(週休日の振替等)

第五条 任命権者は、職員に前条の規定によ
り週休日とされた日において特に勤務する
ことを命ずる必要がある場合には、規則の
定めるところにより、第三条第一項又は第
二項の規定により正規の勤務時間が割り振
られた日(以下この条において「勤務日」
という。)のうち規則で定める期間内にあ
る勤務日を週休日に変更して、当該勤務日
に割り振られた正規の勤務時間を当該勤務
することを命ずる必要がある日に割り振
り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時
間のうち半日勤務時間(第三条第一項の規

範囲内で正規の勤務時間を割り振るものと
し、再任用短時間勤務職員については、月
曜日から金曜日までの日において、一日に
つき八時間 を超えない範囲内で正
規の勤務時間を割り振るものとする。

2 及び 3 略

(週休日の振替等)

第五条 任命権者は、職員に前条の規定によ
り週休日とされた日において特に勤務する
ことを命ずる必要がある場合には、規則の
定めるところにより、第三条第一項又は第
二項の規定により正規の勤務時間が割り振
られた日(以下この条において「勤務日」
という。)のうち規則で定める期間内にあ
る勤務日を週休日に変更して、当該勤務日
に割り振られた正規の勤務時間を当該勤務
することを命ずる必要がある日に割り振
り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時
間のうち半日勤務時間(第三条第一項の規

定により勤務時間が割り振られた日の勤務時間の二分の一に相当する勤務時間として規則で定める勤務時間をいう。以下同じ。）を当該勤務日に割り振ることをやめ、当該半日勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ること（以下「半日勤務時間の割り振り変更」という。）ができる。

2 半日勤務時間の割り振り変更の規定は、育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員（第三条第一項の規定により、一日につき七時間四十五分の正規の勤務時間が割り振られている場合を除く。）については、適用しない。

（休憩時間）

第六条 任命権者は、勤務時間が六時間を超える場合は

一 一時間、継続して一昼夜にわたる場合は一時間三十分の休憩時間を、それぞれ勤務

定により勤務時間が割り振られた日の勤務時間の二分の一に相当する勤務時間

をいう。以下同

じ。）を当該勤務日に割り振ることをやめ、当該半日勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ること（以下「半日勤務時間の割り振り変更」という。）ができる。

2 半日勤務時間の割り振り変更の規定は、育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員（第三条第一項の規定により、一日につき八時間 の正規の勤務時間が割り振られている場合を除く。）については、適用しない。

（休憩時間）

第六条 任命権者は、勤務時間が六時間を超える場合は四十五分、八時間を超える場合は

一 一時間、継続して一昼夜にわたる場合は一時間三十分の休憩時間を、それぞれ勤務

時間の途中に置かなければならない。

2| 任命権者は、一日の勤務時間が六時間を
超え八時間以下の場合において、職員の健
康及び福祉を考慮して必要があると認める
ときは、前項に定める勤務時間が六時間を
超える場合の休憩時間を四十五分以上一時
間未満とすることができる。

3| 前二項に定めるもののほか、任命権者
は、職務の性質により特別の勤務を命ずる
場合には、必要な休憩時間を与えることが
できる。

4| 前三項の休憩時間は、職務の特殊性又は
当該公署の特殊の必要がある場合におい
て、一斉に与えないことができる。

第七条 削除

時間の途中に置かなければならない。

2| 前項に定めるもののほか、任命権者
は、職務の性質により特別の勤務を命ずる
場合には、必要な休憩時間を与えることが
できる。

3| 前二項の休憩時間は、職務の特殊性又は
当該公署の特殊の必要がある場合におい
て、一斉に与えないことができる。

(休憩時間)

第七条 任命権者は、職務に支障のない限
り、正規の勤務時間のうちに、その勤務時
間四時間について十五分の休憩時間を置か
なければならぬ。

2 | 任命権者は、前項の規定によると能率を著しく阻害し、又は職員の健康若しくは安全に有害な影響を及ぼすおそれがある場合には、人事委員会の承認を得て、休息时间について別に定めることができる。

3 | 休息時間は、正規の勤務時間に含まれるものとし、これを与えられなかった場合においても繰り越さない。